



組織再編で電話番号が変更になっているよ



◆ 新電話番号 ◆

- 南あわじ市役所(代表) ☎43-5001(総務課)
【議会】 議会事務局 ☎43-5005
【危機管理部】 危機管理課 ☎43-5203
【企画部】 秘書課 ☎43-5204
ふるさと創生課 ☎43-5205
うずしお世界遺産推進課 ☎43-5207
情報課 ☎43-5206
ケーブルテレビ ☎43-2345
【総務部】 総務課 ☎43-5001
財政課 ☎43-5209
管財課 ☎43-5210
【市民部】 市民課 ☎43-5212
税務課 ☎43-5213
環境課 ☎43-5214
【福祉部】 福祉課 ☎43-5216
子育て支援課 ☎43-5219
長寿福祉課 ☎43-5217
地域包括支援センター ☎43-5237
健康課 ☎43-5218
【農商部】 商工観光課 ☎43-5221
消費生活センター ☎43-5099
農林水産課 ☎43-5223
食の拠点推進課 ☎43-5224
農地整備課 ☎43-5225
【建設部】 建設課 ☎43-5226
都市計画課 ☎43-5227
下水道課 ☎43-5228
【会計】 会計課 ☎43-5229
【教育委員会】 教育総務課 ☎43-5230
学校教育課 ☎43-5231
社会教育課 ☎43-5232
体育青少年課 ☎43-5234
青少年育成センター ☎43-5238
【各委員会事務局】 選挙管理委員会事務局 ☎43-5004
監査委員事務局・固定資産評価審査委員会事務局 ☎43-5235
農業委員会事務局 ☎43-5236

南あわじ市総合防災訓練を実施します

南海トラフ巨大地震が発生、大津波警報が発表されたという想定で訓練を実施します。
日時 11月1日(日) 午前8時〜 午前10時30分
【午前】自衛隊・消防団による救出訓練、淡路広域消防・医師会・日本赤十字社による救護・病院搬送訓練、起震車による地震の揺れの体験、炊き出し訓練、南あわじ市消防団などしこ分団による救命講習等
【午後】県警音楽隊による演奏、震災・学校支援チーム(EAR、TH)による防災教育、日本赤十字社による救急法講習・子ども向け制服着用体験等
☎危機管理課 ☎43・5203

臨時福祉給付金の申請を受付中です
対象とされる人には8月下旬に申請書をお送りしています。お問い合わせは福祉課まで。
詳細は広報8月号2頁、9月号6頁で案内しています。
☎43・5248
☎福祉課 ☎43・5216

保育所(園)・幼稚園・認定こども園等の入所園児を募集します!

保育の必要性の有無および児童の年齢に応じて3つの認定区分が設けられ、右表の利用先に申し込むことができます。
◆申込方法: 希望の施設にお子様を連れて手続きしてください。
※定員超の場合は第2、3希望の保育所になることがあります
※市外の保育所を希望する場合は、子育て支援課までご連絡ください

Table with 4 columns: 認定区分, 1号認定, 2号認定, 3号認定. Rows: 対象, 利用先.

※2号、3号認定について、保護者の就業時間等により、短時間認定と標準時間認定に分かれます

◆申込書配布期間 10月26日(月)〜31日(土)
◆受付期間 10月27日(火)〜31日(土)
午前9時〜午後5時 ※31日は正午まで
※幼稚園・市立認定こども園の受付は30日(金)まで

【参考】現在27年度月額保育料

Table with 4 columns: 階層区分, 定義, 3歳未満児, 3歳以上. Rows: 第1階層 to 第8階層.

※同一世帯から2人以上の児童が入所している場合は、保育料の軽減があります
※第2、第3階層で母子・父子家庭や在宅障害児(者)のいる世帯などは、別途、保育料が軽減されます。
※1号認定の保育料は幼稚園と同じです(別途、給食費等がかかります)

- 1保育所
◆保育時間: 月〜土曜日
短時間認定 午前8時〜午後4時
標準時間認定 午前8時〜午後6時
土曜日は午前8時〜正午
※私立保育園の保育時間は直接園にお問合せください
◆延長料金(別途料金必要)
市・神代保育所 午前7時〜午後7時
☎各保育所(園)または 子育て支援課 ☎43-5219

- 2地域型保育所
◆保育時間: 各施設で保育時間が異なりますので直接保育所へお問合せください。

- 3幼稚園
◆保育時間: 午前8時30分〜午後4時
※一時預かり事業による保育時間を含む
◆休園日: 小学校に準ずる
◆対象幼児: 市内在住の満3〜5歳児
◆保育料: 無料(別途、給食費等は必要)
☎各幼稚園または 学校教育課 ☎43-5231

- 4認定こども園
◆保育時間・休園日・保育料
1号認定は、幼稚園に準ずる
2号、3号認定は、保育所に準ずる
☎学校教育課 ☎43-5231
※私立認定こども園の保育時間は直接園へお問合せください

Summary table for 1保育所(園), 2地域型保育所(私立), 3市立幼稚園, 4認定こども園. Columns: 園名, 定員.

みかんの木のオーナー募集
旬の新鮮なみかんを現地で摘み取り！オーナーになって家族で収穫体験をしてみませんか？
みかん園地
1 倭文ブロック
松井農園・北谷敏枝農園・北谷清美農園・大上農園
2 湊ブロック
☎みかんの木オーナー協会事務局 ☎24・1533
募集締切 10月15日(木)
※申し込み多数の場合は抽選となります

生活困窮者自立支援制度について
生活困窮者自立支援法の施行に伴い、経済的に困っている人が困窮状態から早期に自立できるような支援を行っています。
対象者 市内在住で経済的な問題などで生活に困りの人(生活保護を受けている人は除きます)
1 自立相談支援事業
専門の相談員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います
2 住居確保給付金
65歳未満で、離職などにより住居を失った人、または失う恐れの高い人に就職に向けた活動等を条件として一定期間、家賃相当額を支給します。
☎南あわじ市社会福祉協議会 ☎44・3007

10月は土地月間です
10月は土地関係施策についての理解を深める「土地月間」です。土地関係施策に次のものがあります。
土地の先買い制度
土地の先買い制度とは、県や市等が都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するために、必要な土地を計画的に取得する制度のことです。一定面積以上の土地を譲渡する場合には、3週間前までに市に届出なければなりません。また、県や市等に、一定面積以上の土地の買取を希望する場合には、その旨を申し出ることが出来ます。

土地取引の届出
一定面積以上の土地取引をした場合は、契約を締結した日から起算して2週間以内に、市を経由して知事に届出なければなりません。
☎都市計画課 ☎43・5227

松井開発運輸株式会社
~ 新しい夢の『はじまり』を創るために ~
「安心・安全・信頼」の解体工事はお任せください!!
お気軽にご相談を...
☎お見積もりは無料です
南あわじ市湊1354 TEL 0799-36-5078